

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、総務局総務部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年5月28日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成26年5月27日

2 監査の対象及び方法

この監査は、総務局総務部において、平成25年度（平成26年3月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

（1）総務法制課

各事業の支出に関する事務

（2）コンプライアンス推進課

各事業の支出に関する事務

（3）情報公開課

ア 物品売払収入等の収入に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

（4）職員課

各事業の支出に関する事務

（5）職員厚生課

ア 建物使用料（職員会館）の徴収に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

（1）注意事項

ア 情報公開課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、委託料の契約事務において、次のような不適切な事例が見られた。

（ア）庁内文書搬送業務委託において、「消費税及び地方消費税相当額を含まない」としている契約書約款の契約単価の欄に、消費税等相当額が含まれた金額を記載していた。

（イ）庁内文書搬送業務委託及びその他の委託業務において、契約書約款に、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）に定める「履行遅滞その他債務不履行の場合における違約金」に関する規定がないものや、契約書別紙に、別の契約件名を記載したもの

など、契約書類に記載誤りが散見された。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

イ 職員課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、旅費の支給事務において、相模原市非常勤特別職職員の報酬等及び勤務条件に関する規則(昭和31年相模原市規則第18号)に基づき、非常勤特別職職員に支給すべき費用弁償の額とは異なる金額を支給している不適切な事例が見られた。

非常勤特別職職員の費用弁償の支給事務については、平成23年7月の定期監査においても、支給金額の誤りが見られたことから口頭により注意したところであるが、今回の調査においても同様の誤りが見られたことを重く受け止め、支給事務における確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

ウ 職員課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、委託料の契約事務において、次のような不適切な事例が見られた。

相模原市職員評価制度評価者研修支援業務委託において、契約書約款に、「発注者」を「賃借人」、「受注者」を「賃貸人」等と記載していた。また、引用している条項が誤っていた。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

(2) 総務局総務部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。